

(国立印刷局債券原簿の備置き及び閲覧等)

第十三条 印刷局は、国立印刷局債券原簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 国立印刷局債券の債権者その他の財務省令で定める者は、印刷局の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 国立印刷局債券原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 国立印刷局債券原簿が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を財務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 印刷局は、前項の請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。

一 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 当該請求を行う者が国立印刷局債券原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

三 当該請求を行う者が、過去二年以内において、国立印刷局債券原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第十四条 第一項中「より」を「よる」に改め、同項第二号を次のように改める。

第十四条 第一号から第五号まで、第七号及び第十号に掲げる事項

第十四条 第二項第五号中「第二号」を「前各号」に、「債券」を「国立印刷局債券の債券」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

第十四条 第一項に規定する事項を記載した書面

第十四条 第十八条とし、第十三条の次に次の四条を加える。

第十四条 印刷局は、国立印刷局債券の債券を発行する旨の定めがある国立印刷局債券を発行した日以後遅滞なく、当該国立印刷局債券に係る債券を発行しなければならない。

(国立印刷局債券の記載事項)

第十五条 国立印刷局債券の債券には、次に掲げる事項を記載し、印刷局の理事長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 印刷局の名称

二 当該債券の番号

三 当該債券に係る国立印刷局債券の金額

四 当該債券に係る国立印刷局債券の種類

2 国立印刷局債券の債券には、利札を付することができる。

(国立印刷局債券の喪失)

本則に次の一条を加える。

第十九条 会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百八十七条、第六百八十九条、第六百九十二条及び第七百一条の規定は、国立印刷局債券について準用する。この場合においては、同法第六百八十七条、第六百八十九条及び第六百九十二条中「社債券」とあるのは、「債券」と読み替へるものとする。

附則 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

財務大臣 麻生 太郎  
内閣総理大臣 菅 義偉

押印を求めると手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令をここに公布す

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

政令第三百六十三号

押印を求めると手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三十九条第一項、自動車抵当法(昭和二十六年法律第八十七号)第五条第二項、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第九条第一項、航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)第二十五条、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第五十五条第六項、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)第三十条第六項、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十九条第八項、民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第十八条第九項、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十二号)第四十二条第六項、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第一百号)第三十四条第六項、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第一百号)第二十二條第七項、建設業法(昭和二十四年法律第一百号)第二十五条の十、特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第二十六条第六項及び小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)第二十条の規定に基づき、この政令を制定する。

(自動車登録令の一部改正)

第一条 自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第一項中「には」の下に「申請人の氏名又は名称その他の」を加え、「署名押印しなければ」を「押印しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自動車の変更登録又は更正の登録の申請書にあつては申請人が、抹消した登録の回復又は抵当権の登録の申請書にあつては登録権利者である申請人が、押印することを要しない。

第十六条 第一項中「申請書には」を「前条第一項の規定により押印した申請書には」に改め、「この条において」を削り、同項ただし書を削る。

第十七条 中「署名押印した」を「記名押印した」に、「提出しなくてもよい」を「提出することを要しない」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項に規定する場合においては、やむを得ない場合を除き、その申請書に、その第三者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

2 前項の利札の所持人は、いつでも、印刷局に対し、これと引換えに同項の規定により控除しな

ればならない額の支払を請求することができる。

2 前項の利札の所持人は、いつでも、印刷局に対し、これと引換えに同項の規定により控除しな

ればならない額の支払を請求することができる。

2 前項の利札の所持人は、いつでも、印刷局に対し、これと引換えに同項の規定により控除しな

ればならない額の支払を請求することができる。

3 前項の規定は、その第三者が国又は地方公共団体である場合には、適用しない。  
 4 第二項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならぬ。  
 第三十九条中「記載して署名押印し」を「記載し」に改める。  
 第三十七条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に、記載し、これに押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第十四条第一項第二号の書面及び同項第三号の書面（第十五条第一項ただし書に規定する申請人の代理人に係るものを除く。）については、その字数を記載した箇所に押印しなければならない。

**（航空機登録令の一部改正）**

**第二条** 航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「左に」を「次に」に、記載し、申請人又はその代理人がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第十三条中「左に掲げる場合」を「次の各号に規定する場合」に、「左に掲げる書面」を「当該各号に規定する書面」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第二号に規定する場合において、当該第三者が申請書に当該許可、同意又は承諾をした旨及びその氏名又は名称を記載したときは、同項の規定にかかわらず、同号の書面を提出することを要しない。

**（奄美群島振興開発特別措置法施行令等の一部改正）**

**第三条** 次に掲げる政令の規定中「にその」を「に、その」に、「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければ」に改める。

一 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第十六条第一項

二 空港周辺整備債券令（昭和五十年政令第十号）第四条第一項

三 財形住宅債券令（昭和五十一年政令第三百二十二号）第三条第一項

四 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）第八条第一項

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十条第一項

六 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第四十五条第一項

七 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第二十六条第一項

八 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二二号）第九条第一項

**（建設業法施行令の一部改正）**

**第四条** 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「記載し、申請人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

**（ダム使用権登録令の一部改正）**

**第五条** ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第六項中「記名押印した」を「当該許可、同意、承諾等をした旨及びその氏名又は名称を記載した」に、「添付する」を「添付する」に改め、同条第七項を削る。

**（小型船舶登録令の一部改正）**

**第六条** 小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「記載し、これに記名（署名を含む。次項、次条第二項及び第十條第一項において同じ。）及び押印をし、又は署名した」を「記載した」に改め、同条第二項中「前項の規定にかかわらず」を削る。

**附則**

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉  
 内閣総理大臣 菅 義偉

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣 菅 義偉

**政令第三百六十四号**

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第三十七條第一項、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十條及び著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第十二條の規定に基づき、この政令を制定する。

**目次**

第一章 関係政令の整備（第一条―第四条）

第二章 経過措置（第五条）

**附則**

**第一章 関係政令の整備**

**第一条** 著作権法施行令の一部改正

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 手数料の納付を要しない独立行政法人（第六十五條）」を「第十三章 著作権等の侵害とみなす行為（第六十五條・第六十六條）」を「第十三章 著作権等の侵害とみなす行為（第六十五條・第六十六條）」に改める。

第一条及び第一条の二中「第三十條第二項」を「第三十條第三項」に改める。

第十三章を削る。

第十四章中第六十六條を第六十五條とする。

第六十七條中「第一百十三條第九項ただし書」を「第一百十三條第十項ただし書」に改め、同条を第六十六條とする。

第十四章を第十三章とする。

別表を削る。

**（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正）**

**第二条** プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

別表を削る。

**（国立大学法人法施行令の一部改正）**

**第三条** 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十号までを一号ずつ繰り上げ、第三十一号を削り、第三十二号を第三十号とし、第三十三号から第六十三号までを二号ずつ繰り上げる。

**（総合法律支援法施行令の一部改正）**

**第四条** 総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「第七十條第二項、第七十八條第五項及び第七十條第二項」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

**附則**

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

国土交通大臣 赤羽 一嘉  
 内閣総理大臣 菅 義偉